

PTA新和会 個人情報取扱規則 改正概要 (平成31年3月1日決議)

- 平成29年5月30日改正個人情報の保護に関する法律(以下「法」)の全面施行に伴い、PTAも個人情報取扱事業者として法の適用範囲となったことを受け、新和会では個人情報取扱規則(以下「規則」)を策定、平成30年4月1日より施行し適切な運用に努めているところ。
- 規則第11条(法第23条第1項)規定のとおり取得した個人情報を第三者に提供する場合は、あらかじめ本人同意が必要であるが、新和会が取得した個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内において学校に提供する際に、本人同意が実質的に困難な場合など、新和会と学校間で「共同利用」する可能性も否定し得ないこと、またそのような事案が意図せず発生した場合においても、適法的(法第23条第5項第3号適用【参考】参照)に利用でき、個人情報の適正な取り扱いとPTA活動の円滑な運営が更に図られるよう、規則の所要の改正、併せて、表記の適正化等を下表のとおり行うもの。
- 当該改正について、決議日と同日の平成31年3月1日より施行。

条 項	改正概要	施行開始
第4条	実態を踏まえ【取扱者】に以下を追記。 「各委員会委員長・管理者が本会運営上必要と認める者」	H31.3.1
第7条	実態を踏まえ【利用目的】に以下を追記。 各種名簿の「配付」、「PTA役員・各委員会委員長等の選出」、「PTA広報誌への掲載」	H31.3.1
第11条の2	【共同利用】の条項を新設 (個人情報保護法第23条第5項第3号 適用)	H31.3.1
第16条	実態を踏まえ【研修】対象者を以下のとおり変更。 「PTA役員」→「取扱者」	H31.3.1
第1, 3, 5, 7, 8, 12, 18条	誤字、誤植等の表記の適正化	H31.3.1

附則(平成31年3月1日)  
本規則は、平成31年3月1日より施行する。

○ 併せて、表記揺れの適正化を下表のとおり実施。

[内閣訓令第1号（公用文における漢字使用等について）を準用]

条 項	改正概要	施行開始
第1条 第16条	取り扱い→取扱い (第1条、第17条と整合)	H31.3.1
第5条 第11条(4)	または→又は (第5条、第9条、第11条(2)(3)と整合)	H31.3.1
第11条(4)	もの→者 (第4条と整合)	H31.3.1
第13条	うける→受ける (第13条と整合)	H31.3.1

### 【参考】個人情報の保護に関する法律（「共同利用」に係る条文抜粋）

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

中略

5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- 一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
- 二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
- 三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

#### <条文趣旨>

特定の者との間で共同して利用される個人データを当該特定の者に提供する場合であって、第5項第3号に規定される5つの情報を本人が容易に知り得る状態に置いているときには、当該提供先は本人から見て当該個人データを当初提供した事業者と一体のものとして取り扱われることに合理性があることから、第三者提供に該当しないとするもの。

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（個人情報保護委員会[内閣府の外局]）より引用

以 上

PTA 新和会 個人情報取扱規則 改正（案）抄 新旧比較表 （表記揺れ修正除く）

参考

新（H31.3.1 施行）	旧（H30.4.1 施行）	
<p>【目的】 第1条 豊中市立新田小学校 PTA 新和会（以下、「本会」とする）が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA 役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下「個人情報データベース」とする）の取扱いについて定めるものとする。 ～中略～</p> <p>【責任者管理者】 第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、PTA 会長とする。</p> <p>【取扱者】 第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、PTA 役員・各委員会委員長・管理者が本会運営上必要と認める者とする。</p> <p>【秘密保守義務】 第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、義務職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。 ～中略～</p> <p>【利用】 第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。 (1) 会費集金、管理、その他の文章文書の送付 (2) 会員名簿、委員会名簿及び登校班等の名簿の作成・配付 (3) PTA 役員・各委員会委員長等の選出 (4) PTA 広報誌への掲載</p> <p>【利用目的により制限】 第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。</p>	<p>【目的】 第1条 豊中市立新田小学校 PTA 新和会（以下、「本会」とする）が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑の運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA 役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下「個人情報データベース」とする）の取扱いについて定めるものとする。 ～中略～</p> <p>【責任者】 第3条 本会における個人情報データベースの管理者は PTA 会長とする。</p> <p>【取扱者】 第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、PTA 役員とする。</p> <p>【秘密保守義務】 第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、義務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。 ～中略～</p> <p>【利用】 第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。 (1) 会費集金、管理、その他の文章の送付 (2) 会員名簿、委員会名簿の作成</p> <p>【利用目的により制限】 第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。</p>	<p>表記の適正化</p> <p>表記の適正化</p> <p>実態と整合</p> <p>表記の適正化</p> <p>表記の適正化 実態と整合</p> <p>表記の適正化</p>

<p style="text-align: center;">～中略～</p> <p><b>【共同利用】</b>  <b>第11条の2</b>  <u>本会は、新田小学校と利用目的の達成に必要な範囲内に限り、取得した個人情報を以下のとおり共同利用することがある。</u>  <u>(1) 利用する項目：保護者の氏名・連絡先・写真、児童の氏名・クラス・写真</u>  <u>(2) 利用する範囲：新田小学校と本会</u>  <u>(3) 利用目的：第7条で定めるとおり</u>  <u>(4) 責任者：第3条で定めるとおり</u>  <b>【第三者提供に係る記録の作成等】</b>  <b>第12条</b>  個人情報を第三者（第11条第1号から第4号の場合及び府、市役所<del>を</del>を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。  1 第三者の<del>指名</del>氏名  2 提供する対象者の氏名  3 提供する情報の項目  4 対象者の同意を得ている旨</p> <p style="text-align: center;">～中略～</p> <p><b>【研修】</b>  <b>第16条</b>  本会は、<del>PTA役員取扱者</del>に対して、定期的に、個人データの取<del>扱</del>扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">～中略～</p> <p><b>【改正】</b>  <b>第18条</b>  本会の「豊中市<del>立</del>新田小学校PTA新和会_個人情報取扱規則」は、PTA総会において改正する。</p> <p>附則  本規則は、平成30年4月1日より施行する  <u>附則（平成31年3月1日）</u>  <u>本規則は、平成31年3月1日より施行する。</u>    <u>平成31年3月1日、この規則の一部を改正する。</u></p>	<p style="text-align: center;">～中略～</p> <p><b>【第三者提供に係る記録の作成等】</b>  <b>第12条</b>  個人情報を第三者（第11条第1号から第4号の場合及び府、市役所、を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。  1 第三者の指名  2 提供する対象者の氏名  3 提供する情報の項目  4 対象者の同意を得ている旨</p> <p style="text-align: center;">～中略～</p> <p><b>【研修】</b>  <b>第16条</b>  本会は、PTA役員に対して、定期的に、個人データの取り扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">～中略～</p> <p><b>【改正】</b>  <b>第18条</b>  本会の「豊中市新田小学校PTA新和会個人情報取扱規則」は、PTA総会において改正する。</p> <p>附則  本規則は、平成30年4月1日より施行する。</p>	<p>「共同利用」の条項を新設  個人情報保護法第23条第5項第3号適用</p> <p>表記の適正化</p> <p>実態と整合</p> <p>脱字修正</p> <p>H31.3.1 改正の施行時期を明記</p>
---	---	---